秦野市議会会議規則の一部を改正することについて

秦野市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成25年2月28日提出

提出者	秦野市議会議員	村	上		茂
賛成者	司	和	田	厚	行
同	同	佐	藤		敦
同	同	横	山む	らさ	き
同	司	露	木	順	三
同	同	吉	村	慶	_

## 提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招 致に関する規定を定め、並びに条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、 改正するものであります。

## 秦野市議会会議規則の一部を改正する議会規則

秦野市議会会議規則(平成3年秦野市議会規則第1号)の一部を次のように 改正する。

目次中「第9節 会議録(第78条-第82条)」を

「第9節 公聴会、参考人(第78条-第84条)

第10節 会議録(第85条-第89条)

「第83条-第87条」を「第90条-第94条」に、「第88条-第104 条」を「第95条-第111条」に、「第105条・第106条」を「第 112条・第113条 に、「第107条-第118条」を「第114条-第 125条」に、「第119条・第120条」を「第126条・第127条」に、 「第121条-第131条」を「第128条-第138条」に、「第132条 - 第138条」を「第139条-第145条」に、「第139条-第143 条」を「第146条-第150条」に、「第144条-第152条」を「第1 51条-第159条」に、「第153条-第158条」を「第160条-第1 65条」に、「第159条」を「第166条」に、「第160条」を「第16 7条」に改める。

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第134条」を「第141条」に改める。

第8章中第160条を第167条とする。

第7章中第159条を第166条とする。

第6章中第158条を第165条とし、第154条から第157条までを7 条ずつ繰り下げる。

第153条第2項ただし書中「第106条第2項」を「第113条第2項」 に改め、同条を第160条とする。

第5章中第152条を第159条とし、第144条から第151条までを7 条ずつ繰り下げる。

第4章中第143条を第150条とし、第139条から第142条までを7 条ずつ繰り下げる。

第3章中第138条を第145条とし、第132条から第137条までを7 条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第131条を第138条とし、第121条から第130条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とする。

第2章第4節中第118条を第125条とし、第107条から第117条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第106条を第113条とし、第105条を第112条とする。

第2章第2節中第104条を第111条とし、第99条から第103条まで を7条ずつ繰り下げる。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、 同条を第105条とする。

第97条を第104条とし、第88条から第96条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第78条から第81条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とする。

第77条の次に次の節名及び7条を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

- 第78条 議長は、会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、 その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。 (意見を述べようとする者の申出)
- 第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめそ の理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

- 第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等 (以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の 者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

- 第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 議長は、公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

- 第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。 (代理人又は文書による意見の陳述)
- 第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。 (参考人)
- 第84条 議長は、会議において参考人の出席を求める議決があったときは、 議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な 事項を通知しなければならない。
- 2 参考人については、第81条、第82条及び第83条の規定を準用する。

附則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。